

発行：立川市明るい選挙推進協議会
立川市選挙管理委員会
〒190-8666 立川市泉町1156-9
☎042(523)2111(代)
内線 1631・1632・1633

くらしと
せんきょ

No.128
2026年
1月27日

立川市選挙人名簿登録者数

男	77,046人	女	79,340人	計	156,386人
---	---------	---	---------	---	----------

立川市在外選挙人名簿登録者数

男	98人	女	111人	計	209人
---	-----	---	------	---	------

(令和7年12月1日現在)

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日 2月8日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

立川市で投票できる方は次のすべてに当てはまる方です。

- 日本国民で18歳以上である
- 引き続き3か月以上立川市に住んでいる
- 選挙人名簿に登録されている

最近、立川市に
転入した方へ

立川市で投票できる方 ● 令和7年10月26日までに転入届を提出した方。
立川市内で住所を変更された方 ● 令和8年1月17日以降に市内転居の届出を提出した方は転居前の
投票区で投票いただくことになります。



投票所入場整理券の送付が遅れます

投票日の決定から投票日までの期間が短いため、
期日前投票の開始までに投票所入場整理券をお届けできません。
投票所入場整理券をお持ちでなくても、
選挙人名簿に掲載されていれば投票することができます。
投票日までにはお届けできる予定となっております。
ご理解の程よろしくお願いいたします。



選挙公報の配布について

選挙公報は2月から配布が開始される予定です。
2月6日(金)になっても届かない場合は、

TEL：0120-221-523
(株)メディアソリューションセンター(午前9時～午後6時)

に、ご一報ください。

国民審査の受付は2月1日から

最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間は、
2月1日(日)から2月7日(土)までの7日間となります。
1月28日(水)から1月31日(土)は受付できません。

※国民審査法第16条の2第1項ただし書の規定による。

選挙に関する最新の情報は立川市のホームページをご確認ください。

期日前投票所のご案内

午前8時30分から午後8時まで

立川市役所101会議室

(駐車場有)

1月28日(水)～2月7日(土)



西砂学習館

(駐車場有)

1月30日(金)～31日(土)



子ども未来センター

(駐車場無)

2月1日(日)～2日(月)



窓口サービスセンター

(駐車場無)

2月4日(水)～7日(土)



郵便等投票の制度があります

重度の障害等がある方が、郵便や信書便で投票できる制度です。郵便等投票をするためには選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。お早めに手続をしていただくようお願いします。

投票用紙等の交付請求期限は、2月4日(水)までです。

(対象者)

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

●代理記載制度

郵便投票をなさる方のうち、次に該当するため、ご自分で字が書けない方は、あらかじめ区市町村選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有するものに限る)に候補者名等の記載をさせることができます。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

※代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

代理投票・点字投票の制度があります

投票所で係員に、お申し出ください。

身体が不自由であったり、ご自分で字の書けない方のために、申し出により係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。

また、目の不自由な方は、点字で投票する「点字投票」の制度があります。

不在者投票について

旅行先や滞在地の区市町村選挙管理委員会ですべての投票ができます。事前に手続が必要となりますのでお早めにお問い合わせください。また、都道府県選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等(入院・入所者が対象)でも不在者投票ができます。

投票所で支援を必要とする方へ

投票所において、代理投票やその他の支援を必要とする方は、「投票支援カード」をご提示いただくことで必要な支援を受けることができます。

「投票支援カード」は立川市のホームページでダウンロード、印刷し、必要な事柄をご記入の上、投票所へお持ちください。(カードは各投票所にもあります)



期日前投票宣誓書(兼請求書)について

期日前投票をおこなうときに右図の宣誓書を提出していただいております。

投票所入場整理券の裏面に掲載しておりますが、今回送付が遅れる予定となっております。

期日前投票所にも用意はありますが、右図に氏名・生年月日・住所を記載の上、切り取ってお持ちいただければ受付がスムーズです。

令和8年 月 日		期日前投票宣誓書(兼請求書)	
ふりがな			生年月日
氏名			明治 昭和 年 月 日 大正 平成
住所 (名簿登録地)	表面住所に相違ない	※表面の宛先と違う場合は変更後の住所を記入	
宣誓書(兼請求書)	私は第51回衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの期日前投票の事由に該当する見込みです。このことが真実であることを誓い、投票用紙を請求します。		
・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事 ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在 ・ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容 ・ 住所移転のため、本市町村以外に居住 ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難			
※ 公職選挙法施行令第49条の8に『選挙人は、期日前投票をする場合には、選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真実であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない』と定められています。		代理 点字	補助者氏名 付箋